

上山市告示第179号

令和7年度上山市お試し居住施設事業実施要綱を次のように定める。

令和7年9月16日

上山市長 山 本 幸 靖

令和7年度上山市お試し居住施設事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住促進を図るため、移住を検討している者が市の風土及び日常生活を体験することを目的に、一時的に滞在するための施設（以下「お試し居住施設」という。）の貸付に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置等)

第2条 お試し居住施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上山市お試し居住施設	上山市沢丁7-2

2 お試し居住施設には、日常生活を営むための家具、電化製品等の備品を備えるものとする。

(貸受者の要件)

第3条 お試し居住施設を貸受することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市外に住所を有し、かつ、移住を希望している者（転勤又は婚姻による転入予定者を除く。）
- (2) 満18歳以上である者（複数名の場合は代表者）
- (3) お試し居住施設に滞在する期間中に移住相談（市の職員等が行う移住に係る相談対応をいう。）に参加する者
- (4) 上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条に規定する暴力団員等でない者
- (5) 市内企業若しくは市が企画する就労体験を受ける者又は自己において企業訪問する就職活動を行う者

2 前項に定める者のほか、市の移住施策推進に係る事業に携わる者、移住のきっかけに繋がる地域の魅力向上に資する取組を行う者、上山市チャレンジショップ事業と連携する者その他市長が認める者

(貸付申出)

第4条 お試し居住施設を借受しようとする者は、事前予約の上、上山市お試し居住施設貸付承認申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、お試し居住施設を借受しようとする日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類（運転免許証等）の写し

(2) 上山市滞在計画書(様式第2号)(前条第1項の規定による借受(以下「移住借受」という。))に限る。)

(貸付の承認)

第5条 市長は、前条の申出書の提出があった場合は、その内容を審査し、お試し居住施設の貸付を決定したときは、上山市お試し居住施設貸付承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する決定において、お試し居住施設を貸付しないと決定したときは、上山市お試し居住施設貸付不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(貸付期間等)

第6条 お試し居住施設を貸付することができる期間(以下「貸付期間」という。)は、令和7年9月20日から令和8年3月31日までの期間のうち、令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除く期間とする。また、移住借受の場合、一回の申請による貸付期間は、概ね3泊4日以上9泊10日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、宿泊期間を延長することができる。

2 第3条第2項の規定による貸付の場合、貸付時間は午前9時から午後9時までとする。

(貸付料)

第7条 次条に規定する場合を除き、お試し居住施設の貸付料は、無料とする。

(有料貸付)

第8条 第3条第2項の規定による貸付の場合で、お試し居住施設を収入を伴って借受する場合は、上山市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(昭和58年条例第29号)に準じて、次のとおり貸付料を徴収する。

有料貸付範囲	貸付面積	貸付時間	貸付料 (1日)
お試し居住施設 1階部分	35.475 m ²	午前9時 ～ 午後9時	1,630 円
お試し居住施設 1階部分 (和室を除く)	28.050 m ²		1,290 円

2 貸付対象者は、満18歳以上の個人、団体又は法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市で起業を目指す者

(2) 自主性をもって事業施設の運営を行うことができる者

(3) 地域の活動に意欲的に参加し、協調性のある者

(4) 事業を営むために必要な許認可が取得できる者(当該許認可が必要な業種で事業を行う場合に限る。)

(5) お試し居住施設の利用後、本市で引き続き開業する意思のある者

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が不適当と認める者でない者

(遵守事項)

第9条 第5条第1項の規定による貸付の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、お試し居住施設の鍵を受け取り、当該お試し居住施設を利用するものとする。この場合において、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時又は就寝時に施錠する等お試し居住施設を善良に管理し、鍵を紛失したときは、速やかに市にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに節電及び節水に努め、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、お試し居住施設の利用に関し、市長が遵守する必要があると認める事項

(行為の禁止)

第10条 利用者は、お試し居住施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類若しくは爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体又は詰まらせる原因となるものを流すこと。
- (3) 看板、ポスター等の広告物を掲示し又は文書、図書その他の印刷物を貼付若しくは配布すること。
- (4) 寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (5) 政治活動や宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 犬（盲導犬及び介助犬を除く。）、猫その他猛獣、毒蛇等の動物を飼育すること。
- (8) お試し居住施設内での喫煙
- (9) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きくすること。
- (10) 住宅の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (11) お試し居住施設に住所を移すこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、お試し居住施設の利用にふさわしくない行為をすること。

(貸付の解除)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、お試し居住施設の貸付を解除することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により貸付の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が貸付を解除する必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により貸付を解除したときは、上山市お試し居住施設貸付解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第12条 移住借受利用者は、お試し居住施設の貸付期間が満了したときは、上山市お

試し居住施設利用実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（明渡し）

第 13 条 移住借受利用者は、お試し居住施設の貸付期間が満了したときは、直ちに当該お試し居住施設を明け渡さなければならない。この場合において、移住貸付による利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、お試し居住施設を次条に定める原状回復条件を遵守のうえ回復し、当該施設の鍵を市に返却しなければならない。

2 移住貸受利用者は、前項後段の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、移住貸受利用者が第 1 項後段の規定による原状回復を行わない場合は、移住貸受利用者の負担において、これを行うことができる。

（原状回復条件）

第 14 条 移住貸受利用者は、次の修繕分担表に従い当該修繕が必要となったときは、費用負担のうえ原状回復を行うものとする。

上山市お試し居住施設設備等修繕分担表

市の負担となるもの	利用者の負担となるもの
1 畳の裏返し、表替え、網戸の張替え等（特に破損していないが、次の利用者確保のために行うもの）	1 落書き等の故意による毀損
2 地震で破損したガラス裂等（構造により自然に発生したもの等）	2 日常の不適切な手入れ又は用法違反による設備の毀損
3 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	3 鍵の紛失又は破損による取替え
4 その他施設運用上市長が必要と認めるもの	4 その他施設及び設備等に対する故意による破損、滅失、損害等

（損害賠償）

第 15 条 利用者は、故意又は過失によりお試し居住施設、設備、備品等を破損、汚損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市が特に認めた場合はこの限りでない。

2 利用者は、前項本文に規定する損害が発生したときは、直ちに市に報告しなければならない。

（事故免責）

第 16 条 お試し居住施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該お試し居住施設及びお試し居住施設周辺で発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 20 日から施行する。